

秩父市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秩父市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、地震等の大災害により秩父市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置された場合において、これと連携するために議会に災害対策会議を設置する。

(組織)

第3条 災害対策会議は、議員をもって構成する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長が事故あるときのそれぞれの職務を代理するものは、別表第1の順位による。

(部会)

第4条 災害対策会議に、別表第2に掲げる部会を置く。

(所掌事務)

第5条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否確認を行うこと。

(2) 議員からの災害情報を収集・整理し、市本部に提供すること。

(3) 市本部から災害情報の提供を受け、議員に提供すること。

(4) 市本部に対し、要望及び提言を行うこと。

(5) 国、県、関係機関等に対し、必要に応じて要望活動を行うこと。

(6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(行動マニュアル)

第6条 災害対策会議は、別に定める秩父市議会災害等対策行動マニュアルに従って所掌事務を遂行する。

(廃止)

第7条 災害対策会議は、市本部が廃止されたとき、又は議会に特別委員

会が設置されたときは廃止するものとする。

(事務局)

第8条 災害対策会議の庶務は、秩父市議会事務局がこれを担う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

別表第1 (第3条関係)

順位	議長の職務を代理する者	副議長の職務を代理する者
第1位	副議長	議会運営委員会 委員長
第2位	議会運営委員会 委員長	総務委員会 委員長
第3位	総務委員会 委員長	まちづくり委員会 委員長
第4位	まちづくり委員会 委員長	文教福祉委員会 委員長
第5位	文教福祉委員会 委員長	年長の議員

別表第2（第4条関係）

部会	部会長	副部会長	部会員	所掌事務
総務部会	総務委員会 委員長	総務委員会 副委員長	総務委員会 委員	総務委員会の所管に関する こと。
まちづくり 部会	まちづくり 委員会 委員長	まちづくり 委員会 副委員長	まちづくり 委員会委員	まちづくり委員会の所管 に関すること。
文教福祉 部会	文教福祉 委員会 委員長	文教福祉 委員会 副委員長	文教福祉 委員会委員	文教福祉委員会の所管に 関すること。

附 則

この要綱は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。